

障がい者雇用の推進に関する熊本市と熊本公共職業安定所との協定書

熊本市（以下「甲」という。）と熊本公共職業安定所（以下「乙」という。）は、障がい者が個人の能力や適性を活かして働くことでいきいきと生活し、活躍できる社会を目指し、次のとおり障がい者雇用の推進に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、熊本市雇用対策連携協定（平成27年3月17日熊本市長、厚生労働省熊本労働局長締結）に基づく求職者の就職促進と企業の人材確保支援等について、甲と乙との緊密な相互連携及び協力のもと、特に障がい者の社会参画と自立した生活に不可欠な障がい者の雇用の創出と就労支援を強力に推進していくことを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について連携及び協力を行っていくものとする。

- （1）企業等に対する障がい者雇用の実施に関する事項
- （2）障がい者に対する就労支援及び定着支援に関する事項
- （3）各種催事や周知・広報等に関する事項
- （4）障がい者雇用に係る情報に関する事項
- （5）障がい者の就労支援機関のネットワークの構築に関する事項
- （6）その他甲、乙協議の上決定する障がい者雇用に関する事項

2 前項に掲げる事項の実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、甲及び乙で協議のうえ、事業計画として毎年度定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条に定める連携及び協力の検討並びに実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

（疑義の決定）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関する疑義等が生じた場合は、甲及び乙で協議のうえ、定めるものとする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

障がい者雇用の推進に関する協定（概要）

締結日：令和6年（2024年）12月18日

協定締結による連携・協力事項（案）

（１）企業等に対する障がい者雇用の実施に関する事項

- ①企業向けセミナー・企業見学会の開催
- ②障がい者就職相談会の開催
- ③企業へのアプローチ

（２）障がい者に対する就労支援及び定着支援に関する事項

- ①求職者向けセミナーの開催
- ②障がい者就職相談会の開催

（３）各種催事や周知・広報等に関する事項

- ①啓発用パンフレットの作成・配布
- ②ホームページ等の広報媒体を活用した周知・啓発

（４）障がい者雇用に係る情報に関する事項

- ①民間企業の情報把握・分析

（５）障がい者の就労支援機関のネットワークの構築に関する事項

- ①福祉に関する出張相談の開催
- ②支援機関による障がい者雇用促進会議の開催

（６）その他協議の上決定する障がい者雇用に関する事項